

香川県水道局県営水道事務所事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年12月16日

香川県知事 真鍋武紀

香川県水道局管理規程第3号

香川県水道局県営水道事務所事務決裁規程の一部を改正する規程

香川県水道局県営水道事務所事務決裁規程（平成15年香川県企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委任) 第3条 略	(委任) 第3条 別表第1に掲げる事項に係る権限は、所長に委任する。
(専決) 第4条 略 2 場長は、別表第3に掲げる事項を専決するものとする。	(専決) 第4条 所長は、別表第2に掲げる事項を専決するものとする。 2 <u>所長が指定する</u> 場長は、別表第3に掲げる事項を専決するものとする。 3 <u>前項に規定する</u> 場長以外の場長は、別表第4に掲げる事項を専決するものとする。
別表第1（第3条、第5条関係） 1～3 略 4 個人情報の開示請求、 <u>訂正請求及び利用停止請求</u> に対する決定 5 個人情報の開示請求、 <u>訂正請求及び利用停止請求</u> に対する決定期間の延長 6 個人情報の取扱いに関する苦情の処理 7 事業者と本人との間に生じた苦情の処理のあっせん等 8～14 略 15 所管工事に係る総合評価競争入札における落札者の決定 16 略 17 工事監督員の指名 18～20 略 21 予算の令達額の範囲内における支出負担行為（工事施行に伴う <u>委託料</u> に係る支出負担行為にあっては、1件700万円未満とする。）及び支出の命令 22・23 略 24 所管工事に係る入札執行責任者の指名	別表第1（第3条、第5条関係） 1～3 略 4 個人情報の開示請求及び <u>訂正請求</u> に対する決定 5 個人情報の開示請求及び <u>訂正請求</u> に対する決定期間の延長 6 個人情報の取扱いの是正の申出に対する処理 7～13 略 14 略 15 所管工事に係る工事検査員の任命 16～18 略 19 予算の令達額の範囲内における支出負担行為及び支出の命令 20・21 略 22 入札執行責任者の指名

25 略

26 企業用財産の目的外使用のうち、水道引込管、ガス引込管、電柱その他これらに類するものの設置又は使用期間が1年以内若しくは使用面積が10平方メートル未満のものに係る承認又は許可

別表第2（第4条関係）

1・2 略

3 所長及び所属職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務又は宿日直勤務の命令

4~33 略

別表第3（第4条関係）

1 略

2 場長及び所属職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務又は宿日直勤務の命令

3~6 略

7 所属職員の職務に専念する義務の免除（さわやか旅行補助制度又はりフレッシュ旅行補助制度に参加する場合に限る。）

8・9 略

23 略

24 企業用財産の目的外使用のうち、水道引込管、ガス引込管及び電柱の設置並びにその他使用期間が1年以内のものに係る承認又は許可

別表第2（第4条関係）

1・2 略

3 所属職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務又は宿日直勤務の命令

4~33 略

別表第3（第4条関係）

1 略

2 所属職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務又は宿日直勤務の命令

3~6 略

7・8 略

別表第4（第4条関係）

1 場長及び所属職員の県内旅行命令及びその復命の受理

2 所属職員の時間外勤務又は休日勤務の命令

3 場長及び所属職員の年次休暇の承認

4 場長及び所属職員の部分休業の承認等

5 水質の測定及び記録

附 則

この規程は、平成21年1月1日から施行する。